



山形県公報

平成16年9月28日(火)
第1580号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                               |                   |      |
|-------------------------------|-------------------|------|
| 土地改良区の役員の退任の届出.....           | (最上総合支庁農村計画課) ... | 1061 |
| 同 .....                       | (同) ...           | 同    |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....           | (同) ...           | 1062 |
| 土地改良事業施行の認可.....              | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... | (都市計画課) ...       | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....            | (置賜総合支庁建築課) ...   | 同    |

### 公 告

|                         |                      |      |
|-------------------------|----------------------|------|
| 平成16年度クリーニング師試験の実施..... | (保健業務課) ...          | 1063 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....       | (村山総合支庁建築課) ...      | 同    |
| 同 .....                 | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... | 1065 |

## 告 示

### 山形県告示第941号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、泉田川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年9月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事      | 結 城 庫 一 | 新庄市大字昭和146番地 |

### 山形県告示第942号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、蔵岡土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年9月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 監 事      | 鈴 木 正 博 | 最上郡戸沢村大字蔵岡272番地 |

## 山形県告示第943号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、蔵岡土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成16年9月28日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所             |
|----------|------|----------------|
| 理事       | 早坂修一 | 最上郡戸沢村大字蔵岡96番地 |
| 監事       | 柳田満  | 同 97番地         |

## 山形県告示第944号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成16年9月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
大町溝土地改良区
- 2 認可年月日  
平成16年9月9日

## 山形県告示第945号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき米沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年9月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
米沢都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第946号

次の開発行為は、完了した。

平成16年9月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 許可番号  
平成16年6月24日 指令置総建第6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東置賜郡川西町大字上小松字東陽寺2820番3、2823番、2824番3、2820番3先、2823番先、2824番3先
- 3 許可を受けた者の所在地及び名称  
東置賜郡高畠町大字福沢1033 - 1  
前山商事不動産部 代表 前山英市

## 公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成16年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成16年9月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 試験の日時及び場所

| 区 分     | 日 時                       | 場 所                 |
|---------|---------------------------|---------------------|
| 学 科 試 験 | 平成16年11月10日(水)<br>午前10時から | 山形市十日町一丁目6番6号 村山保健所 |
| 実 技 試 験 | 同<br>午後0時30分から            | 同                   |

### 2 受験手続

受験願書を平成16年10月4日(月)から10月8日(金)までの間に住所地を所管する保健所に提出すること。ただし、県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号山形県健康福祉部保健業務課に提出すること(郵送による提出の場合は、平成16年10月8日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)

### 3 その他

詳細については、各保健所又は山形県健康福祉部保健業務課(電話023(630)2329)に問い合わせること。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年9月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地           | 規格   |                       | 公募戸数 | 区分               | 家賃              |                            |                            |                            |                            |                            | 摘要           |     |
|--------------|---------------|------|-----------------------|------|------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|-----|
|              |               | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |              |     |
| 県営鈴川第二アパート1号 | 山形市鈴川町3-18-48 | 3K   | 44.4                  | 1    | 一般用              | 11,800          | 14,300                     | 16,900                     | 19,600                     | 20,700                     | 20,700                     | 3月分の家賃に相当する額 | 单身可 |
| 同 第二アパート2号   | 同 18-51       | 同    | 44.4                  | 1    | 同                | 12,200          | 14,900                     | 17,600                     | 20,000                     | 20,000                     | 20,000                     | 同            | 同   |
| 同 第二アパート4号   | 同 17-22       | 同    | 44.4                  | 2    | 同                | 12,200          | 14,600                     | 17,300                     | 19,900                     | 20,600                     | 20,600                     | 同            | 同   |
| 同 第二アパート5号   | 同 17-17       | 同    | 44.4                  | 3    | 同                | 12,200          | 14,900                     | 17,600                     | 20,000                     | 20,000                     | 20,000                     | 同            | 同   |
| 同 五十鈴アパート1号  | 同 大野目2-2-52   | 3DK  | 51.2                  | 3    | 同                | 14,800          | 17,900                     | 21,200                     | 24,500                     | 27,200                     | 27,200                     |              |     |
| 同 五十鈴アパート2号  | 同 2-50        | 同    | 51.2                  | 3    | 同                | 14,800          | 17,900                     | 21,200                     | 24,500                     | 27,200                     | 27,200                     |              |     |
| 同 五十鈴アパート3号  | 同 2-46        | 同    | 51.2                  | 4    | 同                | 14,800          | 17,900                     | 21,200                     | 24,500                     | 27,200                     | 27,200                     |              |     |
| 同 桜町アパート2号   | 同 桜町4-12-20   | 同    | 61.0                  | 1    | 同                | 20,000          | 24,300                     | 28,700                     | 33,200                     | 38,300                     | 44,000                     |              |     |
| 同 きたまちアパート1号 | 同 3-2-15      | 同    | 66.5                  | 1    | 同                | 25,600          | 31,000                     | 36,700                     | 42,300                     | 48,900                     | 56,100                     |              |     |
| 同 長清水アパート1号  | 同 長清水1-10-11  | 同    | 69.4                  | 1    | 特定目的用<br>(融・弊・弊) | 22,300          | 27,100                     | 32,000                     | 36,900                     | 42,700                     | 49,000                     |              |     |
| 同 長清水アパート2号  | 同 10-12       | 同    | 69.4                  | 1    | 同                | 22,300          | 27,100                     | 32,000                     | 36,900                     | 42,700                     | 49,000                     |              |     |
| 同 交り江アパート2号  | 同 天童市交り江-10-2 | 同    | 62.8                  | 2    | 一般用              | 17,300          | 20,900                     | 24,800                     | 28,600                     | 33,000                     | 37,900                     |              |     |
| 同 天童駅西アパート1号 | 同 駅西2-2-27    | 同    | 61.0                  | 1    | 同                | 18,100          | 22,000                     | 26,000                     | 30,000                     | 34,600                     | 39,800                     |              |     |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成16年10月5日～10月12日まで(10月11日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00～PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成16年10月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成16年12月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年9月28日

山形県知事 高橋和雄

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                        | 規格   |                | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 敷金          | 摘要 |                            |
|----------------|----------------------------|------|----------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|----|----------------------------|
|                |                            | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積    |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 |             |    | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |
| 県営谷地アパー<br>ト1号 | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1 | 3DK  | 59.3<br>平方メートル | 1    | 一般用 | 14,600<br>円     | 17,700<br>円                | 20,900<br>円                | 24,100<br>円                | 27,900<br>円                | 32,000<br>円 |    |                            |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別頂症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年10月5日～10月12日まで（10月11日（月）は休館日となります）（受付時間 AM10:00～PM4:30）（ただし、郵送の場合は、平成16年10月12日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成16年12月1日

平成16年9月28日印刷  
平成16年9月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056